

平成23年1月からの認定申請にかかる  
申請書第4面への記載事項追加について

高槻市

認定を受けた長期優良住宅における適正な維持保全を確保するため、国土交通省から申請書第4面への記載事項に実際に点検等を行っていただく方を追記するよう求められています。今後の申請にあたり、下記の記入例1～3を参照していただき、申請書第4面に定期点検等実施予定者の記入をお願いします。

(記入例 1)

申請者が維持管理にかかる計画書に基づき、自ら維持管理を行う場合

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持管理の方法及び期間

維持保全の方法：別添の維持保全計画書 参照  
維持保全の期間： 年（30年以上が必要）  
定期点検等実施予定者：申請者本人

(記入例 2)

維持保全にかかる計画書を作成した事業者等が  
申請者の依頼を受け維持保全を行う場合

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持管理の方法及び期間

維持保全の方法： 工務店作成による別添の維持保全計画書 参照  
維持保全の期間： 年（30年以上が必要）  
定期点検等実施予定者： 工務店（A県B市） 事業者の所在地を市区町村まで記入して下さい。

(記入例 3)

維持保全にかかる計画書を作成した事業者等と申請者が  
共同して維持保全を行う場合

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持管理の方法及び期間

維持保全の方法： 工務店作成による別添の維持保全計画書 参照  
維持保全の期間： 年（30年以上が必要）  
定期点検等実施予定者：申請者本人および 工務店（A県B市）  
事業者の所在地を市区町村まで記入して下さい。

なお、分譲事業者が申請者となる法第5条第3項申請の場合においても、譲受人（買主）が決定するまでの間の維持保全を行う必要があるため、必ず定期点検実施予定者を記入してください。